

事例3-②	
件名	理容師及び美容師の結核等に関する医師の診断書
改善の方向	厚生労働省は、理容所及び美容所における開設の届出及び変更の届出の際に必要な医師の診断書について、労働安全衛生法に基づく健康診断の結果が理容師法及び美容師法で求める要件を満たす場合は、当該健康診断の結果に代えることが可能である旨を都道府県等に周知する必要がある。
意見・要望等	<p>近年、理容所及び美容所（以下、本事例において「理・美容所」という。）のチェーン店化が進み、一人の理容師及び美容師（以下、本事例において「理・美容師」という。）が複数店舗を兼務している例が多くみられ、理・美容師の変更の都度、変更の届出と併せて医師の診断書も添付しなければならない。</p> <p>労働安全衛生法に基づく健康診断を適切に実施するよう指導することにより、理・美容所内の衛生確保を図ることは可能であるから、医師の診断書の添付は省略できるのではないか。</p> <p style="text-align: right;">（保健所）</p>
府省名	厚生労働省
関係法令名	理容師法（昭和22年法律第234号） 理容師法施行規則（平成10年厚生省令第4号） 美容師法（昭和32年法律第163号） 美容師法施行規則（平成10年厚生省令第7号） 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号） 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）
調査結果	<p>〔制度の概要〕</p> <p>理・美容所を開設しようとする者はあらかじめ都道府県知事、市長又は区長（以下、本事例において「都道府県知事等」という。）に開設の届出（以下、本事例において「開設届」という。）を行わなければならない（理容師法第11条第1項及び美容師法第11条第1項）。</p> <p>また、理・美容所に従事する理・美容師の変更など、開設届の内容に変更があった場合には、都道府県知事等に変更の届出（以下、本事例において「変更届」という。）を行わなければならない（理容師法第11条第2項及び美容師法第11条第2項）。</p> <p>さらに、理・美容所の開設届及び変更届には、理・美容師に係る結核、皮膚疾患その他厚生労働大臣の指定する伝染性疾病（注）の有無に関する医師の診断書を添付しなければならない（理容師法施行規則第19条第2項及び同施行規則第20条並びに美容師法施行規則第19条第2項及び同施行規則第20条）。</p> <p>（注）現在、厚生労働大臣の指定する伝染性疾病はない。</p> <p>一方、事業者は、常時使用する労働者に対し、雇入時及び定期（1</p>

年に1回)に健康診断を行わなければならない、健康診断の項目として、自覚症状及び他覚症状の有無の検査、胸部エックス線検査が規定され(労働安全衛生法第66条並びに労働安全衛生規則第43条及び同規則第44条)、皮膚疾患や結核の有無に関する検査項目も示されている。

[問題となる実態等]

理容師法及び美容師法に基づく医師の診断書の内容及び労働安全衛生法に基づく健康診断の検査項目は、表1のとおりであり、皮膚疾患及び結核の有無に関する検査が共通する場合がある。

表1 理・美容師に係る医師の診断書の内容及び健康診断の検査項目の比較

理容師法及び美容師法に基づく医師の診断書の内容	労働安全衛生法に基づく健康診断の検査項目
皮膚疾患の有無	自覚症状・他覚症状の有無の検査(皮膚等の検査)
結核の有無	胸部エックス線検査及び喀痰検査(肺結核等の疾患の発見・診断のための検査)

- (注) 1 「労働安全衛生法に基づく健康診断の検査項目」欄の括弧内は、「労働安全衛生規則の施行について」(昭和47年9月18日付け労働省労働基準局長通達)及び「一般健康診断ハンドブック」(中央労働災害防止協会)に基づき、当省が作成した。
- 2 労働安全衛生法に基づく健康診断の場合、「皮膚等の検査」は、労働者の業務内容に応じて、医師が実施の有無を判断する検査項目である。
- 3 「喀痰検査」は、定期健康診断(労働安全衛生規則第44条)のみの検査項目である。

また、理・美容所は、表2のとおり、新規に開設する場合のほか、新たに理・美容師を雇い入れるときや理・美容師を別の店舗に異動させる場合には、理容師法及び美容師法に基づき、理・美容師に係る結核、皮膚疾患等の有無に関する医師の診断を受けさせなければならない、また、理・美容所は、理・美容師の雇入時及び定期(1年に1回)に、労働安全衛生法に基づく健康診断も受けさせなければならない。



表2 理・美容師が、理容師法及び美容師法に基づく医師の診断と労働安全衛生法に基づく健康診断を両方受けなければならない例

区分	理容師法・美容師法に基づく医師の診断	労働安全衛生法に基づく健康診断
① 理・美容所を新規開設する場合	開設届提出前	雇入時
② 新たに理・美容師を雇い入れる場合	変更届提出前	雇入時
③ 新たなチェーン店を開設する場合	開設届提出前	雇入時又は定期
④ 理・美容師を別のチェーン店に異動させる場合	変更届提出前	雇入時又は定期

(注) 当省の調査結果による。

つまり、①理・美容所を新規開設する場合及び②新たに理・美容師を雇い入れる場合には、理・美容師は、理容師法・美容師法に基づく医師の診断のほか、労働安全衛生法に基づく雇入時の健康診断を受ける必要がある。

また、③新たなチェーン店を開設する場合及び④理・美容師を別のチェーン店に異動させる場合には、理・美容師は既に雇入時又は定期の健康診断を受けている場合であっても、別途、理容師法及び美容師法に基づき、医師の診断を受ける必要がある。

調査した10事業者のうち、多数の美容所をチェーン展開している1事業者では、表3のとおり、労働安全衛生法に基づく健康診断を適切に実施している場合には、開設届及び変更届を行う際に医師の診断書の添付は必要ないのではないかとの意見がみられた。



表3 多数の美容所をチェーン展開している事業者の意見

美容所数	21店舗
美容師数	約310人
新規採用の美容師数	約100人（平成24年度）
店舗間を異動する美容師数	年間10～15人程度
診断書の費用	年間約40万円 （一人当たりの診断書費用3,675円×新規採用及び店舗間を異動する美容師数110人）
事業者の意見	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度初めに、新規採用の美容師に医療機関を受診させ、結核、皮膚疾患の有無等に係る医師の診断書を発行している。 ・さらに、毎年6月に全従業員を対象とした健康診断を実施している（これまで、結核及び皮膚疾患と診断された例はない。）。 ・当社のように、労働安全衛生法に基づく健康診断を適切に実施している場合には、開設届及び変更届を行う際に医師の診断書を提出させる必要はないと思われる。

（注）当省の調査結果による。

また、調査した10事業者のうち3事業者においても、表4のとおり、
i) 理・美容師の異動のたびに変更届を提出するのは手間がかかり、
医師の診断書の作成費用のほか、時間的負担も大きい、ii) 異動する理・美容師のみ医師の診断が義務付けられているのは公平性に欠くなどの意見がみられた。

表4 医師の診断書の添付に係る事業者の意見

意見の内容
<ul style="list-style-type: none"> ・当社では、一人の理・美容師が複数の店舗で勤務する場合があります、その際の変更届に診断書を添付するのは負担である。 ・診断書の作成には、一通当たり4,000円～5,000円程度かかるほか、<u>医師の診察を受けるための時間的負担も大きい。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・美容師は離職・採用等が頻繁に発生するため、その都度、変更届を行うのは、事務手続上、大変である。 ・<u>異動があったときにだけ、結核や皮膚疾患等の有無を確認させる必要はないのではないか。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・年1回、理・美容師を含む全従業員について健康診断を実施し、結核、皮膚疾患等の有無についても医師の診察を受け、記録も保管しているため、異動の際の診断書の添付を免除してほしい。 ・店舗間を異動する理・美容師には結核や皮膚疾患の有無等の診断が義務付けられていることに比べ、<u>全く異動しない者には義務付けられていないのは公平性、合理性に欠く。</u>

（注）当省の調査結果による。

（参考）

表5 理・美容所の施設数の推移

年度	理容所	美容所
平成22	130,755	223,277
23	131,687	228,429
24	130,210	231,134

（注）衛生行政報告例（厚生労働省）に基づき当省が作成した。